

国港総第173号
平成25年6月28日

北海道総合政策部交通企画監 殿

国土交通省港湾局総務課長

港湾法第2条第6項の規定による港湾施設の認定に係る
標準的な処理期間について

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定による港湾施設の認定申請をする場合における、当該申請に要する書類の案が各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「各地方整備局等」という。）に到達してから、当該申請に対する認定を行うまでに要する標準的な期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3に規定する標準処理期間）については、1月とする。また、当該申請に要する書類の案に係る各地方整備局等との事前調整の処理期間の目安をおおむね2月とする。

上記期間を踏まえた港湾施設の認定申請をお願いする。

また、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には貴職より周知方をお願いする。

国港総第173号
平成25年6月28日

室蘭市港湾部長 殿

国土交通省港湾局総務課長

港湾法第2条第6項の規定による港湾施設の認定に係る
標準的な処理期間について

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定による港湾施設の認定申請をする場合における、当該申請に要する書類の案が各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「各地方整備局等」という。）に到達してから、当該申請に対する認定を行うまでに要する標準的な期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3に規定する標準処理期間）については、1月とする。また、当該申請に要する書類の案に係る各地方整備局等との事前調整の処理期間の目安をおおむね2月とする。

上記期間を踏まえた港湾施設の認定申請をお願いする。

国港総第173号
平成25年6月28日

北海道開発局港湾空港部長 殿

国土交通省港湾局総務課長

港湾法第2条第6項の規定による港湾施設の認定に係る
標準的な処理期間について

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定による港湾施設の認定申請をする場合における、当該申請に要する書類の案が各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「各地方整備局等」という。）に到達してから、当該申請に対する認定を行うまでに要する標準的な期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3に規定する標準処理期間）については、1月とし、当該申請に要する書類の案に係る各地方整備局等との事前調整の処理期間の目安をおおむね2月とする旨、別添のとおり港湾管理者あて通知したところである。貴職においても、同通知の趣旨及び内容を十分理解し、貴管下内の港湾管理者に対し港湾の管理に遺漏なきよう必要な助言を行う等努められたい。

別添

国港総第173号
平成25年6月28日

各都道府県（港湾担当部長等） あて
重要港湾以上の港湾管理者（港湾担当部長等） あて

国土交通省港湾局総務課長

港湾法第2条第6項の規定による港湾施設の認定に係る
標準的な処理期間について

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定による港湾施設の認定申請をする場合における、当該申請に要する書類の案が各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局（以下「各地方整備局等」という。）に到達してから、当該申請に対する認定を行うまでに要する標準的な期間（地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の3に規定する標準処理期間）については、1月とする。また、当該申請に要する書類の案に係る各地方整備局等との事前調整の処理期間の目安をおおむね2月とする。

上記期間を踏まえた港湾施設の認定申請をお願いする。

【また、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には貴職より周知方をお願いする。】

※【】は、各都道府県港湾担当部長等あてのみ記載。